

新旧対照表

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	
新	旧
<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて<u>「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）</u>の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）</u>を提出又は提供するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u></p>	<p>第1条 (省略)</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて<u>「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」</u>を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>但し、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出して下さい。</p> <p>また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の</p>

を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

但し、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供して下さい。

また、「非課税口座廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理する事ができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知

基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理する事ができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

<p><u>書等記載事項の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は<u>電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。</u></p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は<u>電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。</u></p> <p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該</p>	<p>3 (省略)</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該</p>
--	---

<p>記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(<u>非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日</u>)において設けられます。</p>	<p>記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける為の累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う為の勘定で、2018年から2023年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社</p>	<p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける為の累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う為の勘定で、2018年から2023年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署から当社に</p>

<p>お客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった日には、同日)において設けられます。</p>	<p>お客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった日には、同日)において設けられます。</p>
<p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける為の特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う為の勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける為の特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う為の勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>第3条の4～第5条の3(現行どおり)</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の</p>	<p>第3条の4～第5条の3(省略)</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の</p>

<p>範囲)</p> <p>第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録され、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 繼続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>(1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</p> <p>① 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の</p>	<p>範囲)</p> <p>第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録され、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 繼続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)、(2)に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>(1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</p> <p>① 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合</p>
--	--

<p>購入の代価の額等をいう。) の合計額が 1,200 万円を超える場合</p> <p>② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>前項(1)</u>に定める上場株式等を受け入れことができません。</p> <p>(1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p> <p>(2) ~ (3) (現行どおり)</p>	<p>② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れてる買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>次の各号</u>に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>(1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 6 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託によ</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 6 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託によ</p>

<p>る方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号②及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)のお申し出があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかつたものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内</p>	<p>る方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号①及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)のお申し出があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかつたものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場</p>
--	---

上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後、直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものと見做されるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 (現行どおり)

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12

株式等であった上場株式等を取得した者)に
対し、当該払出しのあった上場株式等の租税
特別措置法第37条の14第4項に規定する
払出し時の金額及び数、その払出しに係る同
項各号に掲げる事由及びその事由が生じた
日等を書面又は電子情報処理組織を使用す
る方法その他の情報通信の技術を利用する
方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後、直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものと見做されるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 (省略)

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12

<p>項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。) が あった場合(同項各号に規定する事由により 取得する上場株式等で特定非課税管理勘定 に受け入れなかったものであって、特定非課 税管理勘定に受け入れた後、直ちに当該特定 非課税管理勘定が設けられた非課税口座か ら他の保管口座への移管による払出しがあ ったものと見做されるものを含みます。) には、 当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与を した者の死亡により効力を生ずる贈与を含 みます。)による払出しがあった場合には、 当該相続又は遺贈により当該口座に係る非 課税口座内上場株式等であった上場株式等 を取得した者)に対し、当該払出しがあった 上場株式等の租税特別措置法第37条の14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、 その払出しに係る同項各号に掲げる事由及 びその事由が生じた日等を書面又は電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。) が あった場合(同項各号に規定する事由により 取得する上場株式等で特定非課税管理勘定 に受け入れなかったものであって、特定非課 税管理勘定に受け入れた後、直ちに当該特定 非課税管理勘定が設けられた非課税口座か ら他の保管口座への移管による払出しがあ ったものと見做されるものを含みます。) には、 当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与を した者の死亡により効力を生ずる贈与を含 みます。)による払出しがあった場合には、 当該相続又は遺贈により当該口座に係る非 課税口座内上場株式等であった上場株式等 を取得した者)に対し、当該払出しがあった 上場株式等の租税特別措置法第37条の14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、そ の払出しに係る同項各号に掲げる事由及び その事由が生じた日等を書面又は電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第8条～第8条の2(現行どおり)</p>	<p>第8条～第8条の2(省略)</p>
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>但し、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座</p>	<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>但し、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座</p>

<p>異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準日における氏名及び住所</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。) に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>但し、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準日における氏名及び住所</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」のお提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準日における氏名及び住所</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。) に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>但し、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p>
---	---

<p>出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録された当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録された当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(非課税口座の開設について)</p> <p><u>第11条</u> 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>第11条 (削除)</p> <p>(非課税口座の開設について)</p> <p><u>第12条</u> 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について)</p> <p><u>第12条</u> 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>	<p>(特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について)</p> <p><u>第13条</u> 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税理勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>

<p>(特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)</p> <p><u>第13条</u> お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</p> <p>(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い)</p> <p><u>第14条</u> お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定の時から一般口座での取引として取り扱わせていただきます。</p> <p>その後、お客様のご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p><u>第15条</u> お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払いを受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」とい</p>	<p>(特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)</p> <p><u>第14条</u> お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</p> <p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p><u>第15条</u> お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設の時から一般口座での取引として取り扱わせていただきます。</p> <p>その後、お客様のご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p><u>第16条</u> お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払いを受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」とい</p>
---	---

<p>います。) を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p><u>第16条</u> お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行って頂く必要があります。</p> <p>尚、お客様から特に申し出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせて頂きます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>す。) を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p><u>第17条</u> お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行って頂く必要があります。</p> <p>尚、お客様から特に申し出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせて頂きます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(契約の解除)</p> <p><u>第17条</u> 証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1) 租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p><u>第18条</u> 証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1) 租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p>

<p>(3) 租税特別措置法第37条の14<u>第23項</u>第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 　　出国の日</p> <p>(4) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した場合を除く) 　　租税特別措置法施行令第37条の14<u>第27項</u>に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>(5) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 　　当該非課税口座開設者が死亡した日</p>	<p>(3) 租税特別措置法第37条の14<u>第27項</u>第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 　　出国の日</p> <p>(4) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した場合を除く) 　　租税特別措置法施行令第37条の14<u>第26項</u>に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>(5) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 　　当該非課税口座開設者が死亡した日</p>
<p>第18条～第20条(条文番号繰り下げ)</p> <p>附則</p> <p>2013年9月6日 制定 2015年1月1日 施行 2016年1月1日 施行 2017年1月1日 施行 2019年3月1日 施行 2021年6月21日 施行 2023年10月1日 施行 2024年1月1日 施行 <u>2025年12月1日 施行</u></p>	<p>第19条～第21条(条文番号繰り下げ)</p> <p>附則</p> <p>2013年9月6日 制定 2015年1月1日 施行 2016年1月1日 施行 2017年1月1日 施行 2019年3月1日 施行 2021年6月21日 施行 2023年10月1日 施行 2024年1月1日 施行</p>